

## 2 愛知県第三次行革大綱改訂懇談会開催要領

### (目的)

第1条 愛知県行政改革推進計画(愛知県第三次行革大綱)の改訂に当たり、計画の重要事項等に関し、専門的かつ総合的な立場から御意見をいただくため、愛知県第三次行革大綱改訂懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

### (構成)

第2条 懇談会は、次の各号に掲げる者のうちから知事が依頼する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験のある者
  - (2) 各種の社会活動等に携わる者
- 2 懇談会に座長を置き、委員の互選により定める。
  - 3 座長は、懇談会を主宰する。
  - 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

### (部会)

第3条 専門の事項について検討するため、次の各号に掲げる部会を開催する。

- (1) 合理化部会
  - (2) 財政健全化部会
- 2 部会委員は、知事が依頼する者をもって充てる。
  - 3 部会に部会長を置き、座長が指名する部会委員をもって充てる。
  - 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を懇談会に報告する。
  - 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会委員がその職務を代理する。
  - 6 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

### (会議)

第4条 懇談会及び部会は、知事が招集する。

### (開催期間)

第5条 懇談会及び部会の開催期間は、最終のとりまとめ意見をいただくまでとする。

### (庶務)

第6条 懇談会及び合理化部会の庶務は、総務部総務課において行う。なお、財政健全化部会の庶務は、総務部財政課において行う。

( 雑則 )

第 7 条 この要領に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 13 年 6 月 29 日から適用する。

## 愛知県第三次行革大綱改訂懇談会委員名簿

（五十音順、敬称略）

氏 名	職 名
池 上 岳 彦	立教大学経済学部教授
川 端 大 二	愛知学泉大学経営学部教授
岸 田 眞 代	(NPO法人)パートナーシップ・サポートセンター事務局長
後 藤 澄 江	日本福祉大学社会福祉学部教授
佐 藤 和 弘	株式会社東海総合研究所取締役調査研究部長
竹 内 信 仁	名古屋大学大学院経済学研究科教授
田 島 和 憲	中央青山監査法人名古屋事務所長（公認会計士）
中 村 貞 次	トヨタ自動車株式会社総務部長
昇 秀 樹	名城大学都市情報学部教授
浜 田 道 代	名古屋大学大学院法学研究科教授
森 正 夫	愛知県立大学学長

座長

## 愛知県第三次行革大綱改訂懇談会合理化部会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	職名
後藤 澄江	日本福祉大学社会福祉学部教授
佐藤 和弘	株式会社東海総合研究所取締役調査研究部長
竹内 信仁	名古屋大学大学院経済学研究科教授
中村 貞次	トヨタ自動車株式会社総務部長
昇 秀樹	名城大学都市情報学部教授

部会長

## 愛知県第三次行革大綱改訂懇談会財政健全化部会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	職名
池上 岳彦	立教大学経済学部教授
川端 大二	愛知学泉大学経営学部教授
田島 和憲	中央青山監査法人名古屋事務所長(公認会計士)
中丸 忠	株式会社東海総合研究所調査研究部副部長

部会長